

議事概要

令和6年2月29日付けでチッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議（幹事会）を持ち回りで開催し、次の事項を確認した。

1. チッソ株式会社に対する支援措置の前提条件について

チッソ株式会社の関係金融機関による金融特別措置継続の同意が確保されたことから、令和6年1月22日付け連絡会議申合せにおける令和6年度以降の既往公的債務に係る措置の実施の前提条件となる「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成12年2月8日付け閣議了解）に基づく国以外の関係者に対する以下の国の要請が全て満たされたこと。

- (1) 「チッソの自助努力、償還原資の確保、株主責任の明確化」
- (2) 「関係金融機関による適切な協力及び既往金融支援対象債務についてより踏み込んだ支援措置」
- (3) 「地元の協力」

2. 業績改善計画の進捗状況の評価について

連絡会議（幹事会）において、毎年度行うこととされている「2023～2027年度中期計画～業績改善のための計画～」の進捗状況の評価については、以下に沿って、今後の実施に向けて検討していくこと。

- (1) 年度決算公表後の6月を目途に行う
- (2) チッソ株式会社による自社評価（連絡会議への報告内容）は、できる限り客観性を担保するよう求める
- (3) 単年度の業績だけでなく、中長期的な患者継続補償の安定かつ確実な遂行、公的債務の返済、地域経済への貢献などを可能とする観点から、基本的に業績改善計画の項目に沿って評価する

以上

令和6年2月29日

チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議（幹事会）